

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
（当たる翌日には休日とする）

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十一月鳥取県条例第三十四号）
第十三条第一項の規定に基づいて、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同條第一項の規定により公示する。

昭和六十二年一月二十七日

鳥取県知事 証 虞 題 次

三 次

◇如 示 青少年に有害な図書類の指定（児童家庭課）

保険医療機関の指定（医療課）

土地改良法の役員の就選任（農村整備課）

土地改良法による換地計画の決定（〃）

森林整備市町村の指定（林務課）
土地改良法による換地計画の認可申請の審査の決定（〃）

森林整備市町村の指定（林務課）

保安林の指定の解除（造林課）

保安林の指定予定（〃）

保安施設地区の指定予定（〃）

如 示

指定番号	種別	題	号	書	類
				発行記号等	表示された発行所名
2515	雑誌その他 の刊行物	ぶちけま女子便所 秘密の花園研究		H A - チア	アリス出版
2516	"	B E A V E R VOL.5		B V - 2-G	アリス出版
2517	"	ニュー Cream		N C - 3-G	アリス出版
2518	"	EROS・UP 名器は愛幻自在		E P - 3-G	クライスマーブロ
2519	"	欲情QUEEN VOL.5		Y Q - 3-G	Do 企画
2520	"	MESSAGE		M E - 2-G	Do 企画
2521	"	美少女通信 No.16		B T - 3-G	Do 企画
2522	"	タツチ VOL.16		T T - 3-G	Do 企画
2523	"	濡れる花 ギャルズラッパー		H A - チC	Do 企画
2524	"	恥穴埋れ 恋しへれ		G M - シD	Do 企画

2525	"	少女白書	S H—G 3—G	童里夢社	2541	"	ムサシ 2月号	雑誌 5—2	若生出版株式会社	
2526	"	Juicy	S J—G 2—G	童里夢社	2542	"	オレンジ通信 2月号	雑誌 ド 0 2 1 9 9 — 2	株式会社東京三世社	
2527	"	ティエス 美性女快感ロード	C S—G 3—G	童里夢社	2543	"	アップル通信 2月号	雑誌 9 0 1 5 5 — 2	三和出版株式会社	
2528	"	プラム 19歳ヒロミ果実写真	H A— テ 3	童里夢社	2544	"	漫画ストロング 2月号	雑誌 3 0 3 6 9 — 2	佛笠倉出版社	
2529	"	ダリア オシャブリ上手	G M— ツ 3	童里夢社	2545	"	漫画ラブレター 2月号	雑誌 5 1 8 6 5 — 2	佛笠倉出版社	
2530	"	ギャルズアクション 9月5日増刊 おもしろ写真館	雑誌 0 2 5 8 4—9 社	考友社出版株式会社	2546	"	漫画スキャンディ 2月号	雑誌 1 8 3 6 3—2	有限会社光彩書房	
2531	"	セクシー・アクションン 10月号	雑誌 0 5 5 1 3—10	株式会社サン出版	2547	"	漫画ラブトマニア 2月号	雑誌 ド 1 8 3 9 3—2	株式会社蒼竜社	
2532	"	写真少年 11月号増刊 P I C N I C	雑誌 0 4 4 0 8—11	株式会社サン出版	2548	"	漫画アイドル 2月号	雑誌 ド 0 1 4 5 3—2	辰巳出版株式会社	
2533	"	Side walk 1月号増刊号 遊びジャーナル	雑誌 1 4 0 0 6—1	男性通信社	2549	"	ホリディCOMIC 2月号	雑誌 1 8 0 3 1—2	ミリオン出版株式会社	
2534	"	ザ裏マガジン 2月号	雑誌 ト 0 4 1 9 9—2	コバルト社	2550	"	劇画野郎 2月号	雑誌 0 3 3 9 3—2	ミリオン出版株式会社	
2535	"	スコラ 第1.1.5号	雑誌 1 1 4— 1/22	スコラ講談社	鹿島町加長第川十六号					
2536	"	遊ぶマガジン No. 6	雑誌 1 1 5 2 3—2	ワニマガジン社	健康保険法(大正十一年法律第七十回) 第四十一條へ三項の規定によ り、次のものに保険医療機関の指定をしたのど、保険医療機関及び保 険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬 局の承認に關する命令(昭和三十一年政令第八十七回) 第一項の規定に 依る如きである。					
2537	"	アクションカメラ 2月号	雑誌 ド 0 1 4 5 5—2	ワニマガジン社						
2538	"	ザ・ペーストMAGAZINE 2月号	雑誌 ト 1 4 0 0 3—2	K Kペーストセラー						
2539	"	PENTHOUSE 2月号	雑誌 0 7 9 7 7—2	株式会社講談社						
2540	"	BACHELOR 2月号	雑誌 0 7 5 3 7—2	株式会社大亜出版						

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり福部土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十二年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 皆川 浩 輝 岩美郡福部村大字湯山三

昭和六十一年十一月十八日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 森本 繁 美 岩美郡福部村大字湯山一九〇九一八

昭和六十四年八月十六日まで

鳥取県告示第四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る豊房地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
北 村 医 院	鳥取市湯所町二丁目二〇五一一	昭和六十一年十二月十六日
池 田 整 形 外 科 医 院	倉吉市宮川町一七六	昭和六十一年十二月二十二日
岩 井 医 院	鳥取市朝月一三三十三	昭和六十一年十二月二十五日
伊 藤 内 科 医 院	米子市上福原一五〇九一一	昭和六十一年十二月二十八日
医 療 法 人 十 字 会 野 島 病 院	倉吉市瀬崎町二七一四一	昭和六十一年十二月二十八日
生 田 医 院	日野郡江府町大字武庫四四六一	昭和六十一年十二月二十八日
小 松 医 院	鳥取市今町一丁目一二八	昭和六十一年一月一日
長 田 産 科 婦 人 科 医 院	米子市上後藤三一三一	"
岡 医 院	岩美郡福部村大字海士四七一	"
白 川 齒 科 医 院	米子市河岡六一九	"
宮 田 齒 科 医 院	氣高郡青谷町大字青谷四〇四三一二	"
西 尾 内 科 ク リ ニ ッ ク	鳥取市岩倉四四六一三三	昭和六十一年十二月二十日

昭和62年1月27日 火曜日

鳥取県公報

- 一　縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二　縦覧に供する期間
昭和六十二年一月二十八日から二十日間
- 三　縦覧に供する場所
大山町役場
- 四　異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第四十二号

北条町が行う土地改良事業に係る曲地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一　縦覧に供する書類
換地計画書の写し

- 二　縦覧に供する期間
昭和六十二年一月二十八日から二十日間
- 三　縦覧に供する場所
北条町役場
- 四　異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の七第一項の規定に基づき、次のとおり森林整備市町村の指定をしたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一　森林整備市町村として指定した市町村

- 一　福部村
- 二　森林整備市町村指定年月日
昭和六十二年一月二十四日

鳥取県告示第四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十二年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

八頭郡河原町大字高福字大ガンキヤウ宮ノ上七七五の一三

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

二 1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡八東町大字奥野字屋敷七五、八八、字甲ノ谷七八の一、七九

次一、八四の二

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をことができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

一 1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡郡家町大字殿字大谷一

2 指定の目的

水源のかん養
3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

一 1 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字砂原字西川谷二九五の一、二九五の二、二九七

2

指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字西川谷二九五の一（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

(3) 主伐として伐採をことができる立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

4 1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡船岡町大字見櫻字長品七〇、字上ノ谷六〇五、若桜町大字長

砂字西開地九七次一、九七の二、九七の三、字上麻町一〇八から一一

○まで、字段山三四六

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をことができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

5 1 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字本泉字水ノ手七九三の一、七九四から七九七まで

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができます立木は、倉吉地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(1) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

6 1 保安林予定森林の所在場所

八頭郡若桜町大字小船字ゲン浪一一一六の三

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができます立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四十六号

次のように保安施設地区の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年一月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 保安施設地区予定地の所在場所
次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱二三号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と標柱二三号を直線で結んだ線によって囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）日野郡日南町宮内字堂ノ上一三六七の一、字小熊井一一七七の一、字大フケ一一五〇の一、字小熊井谷一一五一の一、一一五二、一一五三
- 二 指定の目的
- 三 土砂の流出の防備
- 1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。

(二) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四 指定の有効期間

七年

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)